住所　大阪府高槻市天神町２丁目１番８―202号
徐光春　昭和37年10月25日生
住所　大阪府高槻市宮野町18番25号
文和子　昭和32年６月16日生
金久美子　昭和58年12月14日生
住所　大阪府高槻市天王町32番15号
金晴恵　昭和57年２月21日生
住所　大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ23―509号
金権　昭和37年４月25日生
住所　大阪市西淀川区千舟２丁目５番４号
金成保　昭和43年４月28日生
田理恵　昭和46年８月10日生
金華　平成８年12月28日生
金舞　平成10年８月24日生
金航汰　平成13年５月２日生

○農林水産省告示第二千八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十九年七月二十一日農林水産省告示第千四百五十八号、昭和六十年七月二十九日農林水産省告示第千四百五十二号、昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百五十号、平成二年七月二十一日農林水産省告示第九百五十二号、平成四年十二月十七日農林水産省告示第千三百一号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十五号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成九年四月二日農林水産省告示第五百二号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十四号、平成十二年七月二十七日農林水産省告示第千五十五号、平成十三年七月三十一日農林水産省告示第千五十五号、平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百九十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十三年八月二十四日農林省告示第千三百二十九号、昭和四十三年十一月十三日農林省告示第千八百二号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十九年五月十一日農林水産省告示第千三十二号、昭和五十九年七月二十一日農林水産省告示第千四百五十九号、昭和六十年二月九日農林水産省告示第二百四十二号、昭和六十一年一月二十一日農林水産省告示第百二十一号、昭和六十二年八月二十六日農林水産省告示第千百九十号、昭和六十二年九月二十五日農林水産省告示第千二百八十四号、平成二年六月十三日農林水産省告示第七百七十二号、平成三年四月八日農林水産省告示第四百二十一号、平成三年六月十二日農林水産省告示第八百二十八号、平成四年十二月二十八日農林水産省告示第千三百三十三号、平成八年三月十九日農林水産省告示第三百六十七号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十二号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十九号、平成八年六月十一日農林水産省告示第九百六十六号、平成八年六月十八日農林水産省告示第九百七十六号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第千号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十八号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十七号、平成八年十二月五日農林水産省告示第千八百九十二号、平成九年四月二日農林水産省告示第五百二号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十四号、平成十年五月十九日農林水産省告示第千四百五十八号、平成十年十月二十三日農林水産省告示第千六百五十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百二十四号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十三年五月四日農林省告示第五百二十二号、昭和五十四年二月十五日農林水産省告示第百九十八号、昭和五十八年八月十二日農林水産省告示第千四百二十三号、昭和五十九年五月十一日農林水産省告示第千四百五十二号、平成二年七月二十一日農林水産省告示第九百五十二号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成三年四月八日農林水産省告示第四百二十一号、平成三年六月十二日農林水産省告示第八百二十八号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十九号、平成八年六月十一日農林水産省告示第九百六十六号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第千号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十八号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十七号、平成八年十二月五日農林水産省告示第千八百九十二号、平成九年四月二日農林水産省告示第五百二号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十四号、平成十年五月十九日農林水産省告示第千四百五十八号、平成十年十月二十三日農林水産省告示第千六百五十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年六月二十二日農林省告示第九百九号、昭和四十三年八月二十四日農林省告示第千三百二十九号、昭和四十三年十一月十三日農林省告示第千八百二号、昭和四十四年十月二十一日農林省告示第千五百六十八号、昭和四十五年十二月二十三日農林省告示第千九百五十七号、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百六十一号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十二年五月十日農林省告示第四百七十五号、昭和五十三年五月四日農林省告示第五百二十二号、昭和五十三年十月二十五日農林水産省告示第四百五十八号、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百四十九号、昭和五十九年二月二十八日農林水産省